

工事請負契約における単品スライド条項の運用について

最近の鋼材類や燃料油の高騰状況に鑑み、工事請負契約約款第25条第5項の「単品スライド条項」について、下記のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

記

1 内 容

単品スライドとは、長門市 工事請負契約約款第25条第5項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときに、発注者又は請負者が請負代金額の変更を請求できる措置です。

2 対象資材

鋼材類と燃料油の2資材を対象とします。

3 対象工事

全ての工事を対象とします。

4 請負代金額の変更の考え方

(1) 鋼材類及び燃料油のそれぞれについて、価格上昇による増額分が対象工事費の1%を超えたものを請負代金額の変更対象とします。

(2) 変更対象資材について、その増額分のうち、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担します。

対象工事費とは請負代金額の総価であるが、部分払いを行った場合は出来形部分等に相応する請負代金額を控除した額です。

5 変更請求の時期

工期の末日の2か月前までに請負代金額の変更請求を行う必要があります。

ただし、工期の末日が平成20年10月30日以前である工事については、工期満了前であって、かつ、平成20年8月30日までとします。

6 証明書類の提出

実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を必ず提出してください。

7 施 行 日

平成20年7月20日

(施行日時点で継続中の工事及び新たに契約する工事が対象となります。)

8 そ の 他

詳細については「長門市 建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)運用基準」をご覧ください。

「長門市ホームページの入札情報をご覧ください」

9 様 式

(1) 請負代金額の変更請求(様式-1)

(2) 対象材料集計表

スライド額(S)の算定について

